

■低入札価格調査基準の見直し(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。
履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

○H28年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の現場管理費等の算入率を0.8から0.9へ引き上げ。

【改定内容】品質確保の観点から全ての技術者の費用を計上

(現場代理人 + 監理(主任)技術者 → 全ての技術者)

H20.4~H21.3	H21.4~H23.3	H23.4~	H25.5.16~	今回(H28.4.1~)
【範囲】 予定価格の 2/3~8.5/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.60 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.70 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08	【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・ 現場管理費×0.90 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。